

## 関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールドに関する同意書

私、\_\_\_\_\_は、関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールドにおいて、下記の  
出展留意事項に反する行為を行った場合、一切の営業を停止、次回以降の出展に関し、協会から出展を拒否さ  
れても異議申し立ていたしません。

### <出展留意事項>

- (1) 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出展しない。
- (2) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用しない。
- (3) 原則、関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールド期間 2 日間出展する。また、指定された場所  
以外での営業活動、及びこれに付随する活動をしない。
- (4) 出品の販売価格は市場価格を守ることとし、不当な価格で物品を販売しない。また全ての商品に販売  
価格を必ず表示する。
- (5) 店舗前の見やすい場所に必ず商号を表示する。
- (6) 販売する商品または材料等は、市産品や県産品を可能な限り優先して使用する。その他の商品につい  
ても市内事業所を出来る限り利用する。
- (7) 「カセットコンロ」及び「木炭」の持ち込みの禁止を厳守する（予備としての持ち込みの禁止も厳守  
する）。
- (8) 発電機及び燃料の持ち込みは禁止遵守する。電気は協会で用意する発電機を使用する。
- (9) 飲食物を取り扱う場合は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必  
要な業種については、必ず保健所の許可を得ることとし、関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワ  
ールド当日は、保健所並びに衛生指導員の指示に従う。万一食中毒等が発生した場合、自らの責任で  
もって適切な対応をする。
- (10) 飲食物を取り扱う場合は、生産物賠償責任保険（PL 保険）又は食品営業賠償共済保険に必ず加入する。  
（証券等の写しを提出する）
- (11) 物販・ゲーム、遊具を取り扱う場合は、施設賠償責任保険に加入することを推奨する。（加入している  
場合は証券等の写しを提出すること）
- (12) 未成年者への酒（アルコール）類の販売を行わない。また、自動車を運転する者への、飲酒を目的とした  
酒（アルコール）類の販売禁止に従い、且つ、その旨を店頭に表示する。万一販売を行った場合、次回か  
らの出展拒否を受け入れる。
- (13) 物販・ゲーム等の出展において、他者に危害を与えるおそれのあるもの（エアガン・レーザーポインター等）、及  
び会場を汚損するおそれのあるもの（パーティスプレー等）について商品及び景品として取り扱うことや、  
現金や商品券を商品及び景品として取り扱わない。また、瓶など割れ物の容器による販売を行わな  
い。
- (14) 営業に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行う。万一損害を被った場合でも協会及びうるま  
市、主催者へ一切責任を求めない。
- (15) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前以て届出を行い、その承認を得る。
- (16) 店舗周辺の清掃は随時行う。
- (17) 関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールド終了後は速やかに閉店準備を行う。
- (18) 関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールド開催中は、常に出展周辺の美化に努める。また、  
関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールド日程終了後においても、出展場所・出展周辺の清

掃作業、原状回復を行う。原状回復が不十分な場合には、関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールド翌日、協会の呼び出しに応じ清掃作業を行う。応じない場合、今後、協会からの出展拒否を受け入れる。

- (19) 暴力団との関わりをもたない。暴力団に指定場所を転貸しない。暴力団員を出展に従事させない。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても意義を申し立てない。
- (20) 次の営業時間を厳守する。 ●開店時間：11：00 ●閉店時間：18：00(予定)
- (21) 閉店時間以降の物品等の販売禁止を厳守する。万一販売を行っているのが発覚した場合、協会からの出展拒否を受け入れる。
- (22) 発電機の電源を落とす前に協会より連絡する。電源を落とした後の金銭管理及びパソコン等の機材管理を十分に行うこととし、万一紛失、故障等があった場合でも主催者と協会へ一切責任を求めない。
- (23) 駐車場は使用しない。使用する場合は近隣駐車場を利用する場合は実費負担する。
- (24) 搬入は、主催者指定の日時、場所へ送付することを厳守する。
- (25) 搬入・搬出のため会場内への車両乗り入れを禁止する。
- (26) 搬入・搬出作業については主催者に従う。
- (27) 出展業者から出るゴミについて、原則各自で持ち帰る。
- (28) 関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールド中止または延期されたことにより被る損害については、協会へ一切責任を求めない。
- (29) 会場敷地内にある物品を損傷させた場合、テント、発電機、分電盤を損傷させた場合には、協会は当該損害の賠償を請求する。
- (30) 出展業者は、関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールドを安全且つ順調に実施する義務を負う。
- (31) 運営管理について、協会の行う指示に従う。
- (32) 個人情報の取り扱いに関し、関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールドの運営に必要となる範囲において同意する。
- (33) 出展の申込に、協会の指示により追加で書類の提出を求められた場合は、速やかに提出する。
- (34) 協会からの、出展に関する調べや問合せに協力する。
- (35) イベント中の動画及び写真撮影について了承し、撮影されたものは主催者及び当協会の活動報告としてホームページや Instagram 等の SNS、各種印刷物等に使用・掲載することを了承する。

上記出展留意事項に同意し、それを証するため署名します。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先番号(携帯番号) \_\_\_\_\_